

第2章

要保護児童対策地域協議会と こども支援のネットワーク



1 要保護児童対策地域協議会（ようたいぎょう要対協）とは

被虐待児童だけでなく、保護や支援を要するこどもの早期発見と早期対応を目的とし、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置しています。

大田区では、学校、保育園、福祉事務所、保健所、医療機関、警察署、児童相談所など、こどもに関わる様々な機関によって構成されています。

（ P13 地域と関係機関のネットワーク図、P50 構成機関一覧）

2 対象となるこども等

- ・要保護児童 … 保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童（虐待を受けている児童など）
- ・要支援児童 … 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（虐待につながるリスクを減らすための支援が必要な児童）
- ・特定妊婦 …… 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（若年、傷病・障害、妊婦健診未受診、望まない妊娠などの理由で産前からの支援が必要な妊婦）
※「子ども虐待対応の手引き（こども家庭庁令和6年4月改正版）」より引用

3 要対協での子ども家庭支援センターの役割

- ・調整機関
情報交換や各種会議実施の中核となり、こどもの安全と安心に向けた連携がスムーズになるよう調整します。また、要保護児童等に関する台帳を作成し、支援状況の把握を行います。
- ・要対協として調査の実施
要保護児童等の安全を目的として、要対協の構成機関以外に対しても情報提供を求めることができます（児童福祉法第25条の3）。具体的には、住民基本台帳の閲覧、医療情報の取得、転入前の自治体の情報取得、出入国状況調査などがあります。

4 要対協の約束

- ・守秘義務
要対協の構成機関の間では、速やかにこどもの安全を確保するため、守秘義務のもと、必要な個人情報のやりとりをすることができます。
要対協の虐待対応においては、こどもの安全の確保が優先され、守秘義務違反や個人情報保護法の法令違反とはなりません。

- ・隙間の無い支援
要保護児童等に対しては、緊急度や問題の背景に応じて、継続的な支援や専門的な支援が必要となります。関係機関のはざまに陥らないよう、役割分担などの連携体制の確認が必要です。

5 要対協の活動

●代表者会議

要保護児童等に対する支援についての総合的な検討を行う

各機関の代表者が出席し、要保護児童等の支援に関する総合的な取り組みについての協議を行い、活動状況の報告及び評価を行います。

●実務者会議

要保護児童等の実態及び支援状況の情報交換を行い、各機関の役割や機能が効果的に発揮できるようにする

児童相談所をはじめ各機関の実務責任者が出席し、要保護児童等に関する具体的施策の実施状況等について協議します。

◇地域別会議……大森、調布、蒲田、荏谷・羽田の各地域で事例を交え、地域の実情を踏まえた支援について協議します。

◇テーマ別会議… 妊娠期、乳児期、幼児期、学齢期といった成長段階ごとでの支援について協議します。

◇その他………新規ケースについて情報交換や事例検討などを行います。

●個別ケース検討会議

個々のケースについて関係機関が意見交換し、対応方針や役割分担を決める

個別ケースに関わる実務担当者が出席し、支援経過の確認、今後の方向性や機関ごとの役割分担を協議します。

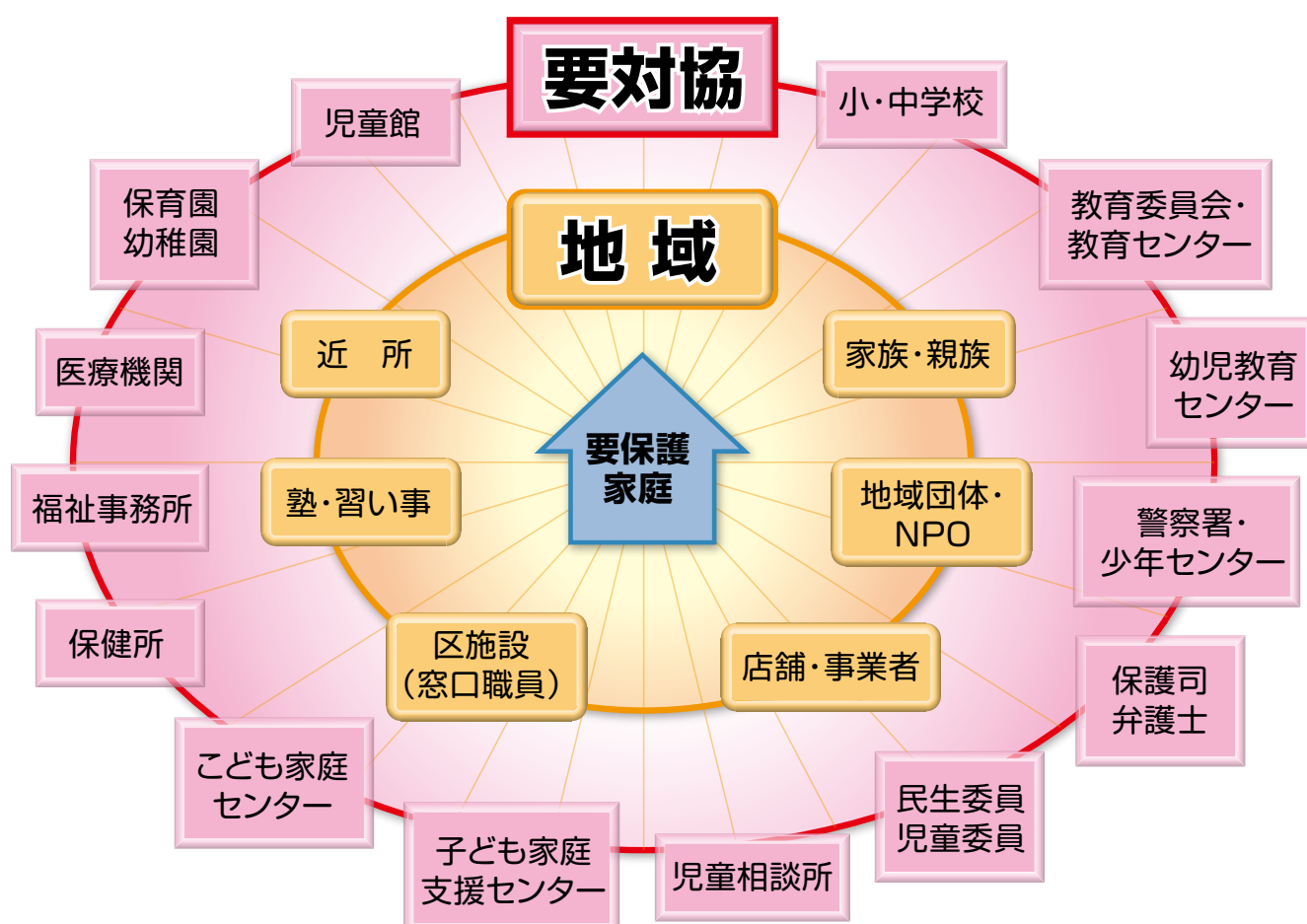
第2章 要保護児童対策地域協議会とこども支援のネットワーク

6 こども支援のネットワーク

こどもに対する虐待の背景には、親子の関係だけではなく、夫婦や近隣、職場等の人間関係の問題や、経済的問題、健康状態など様々なものが重なり合っている場合があります。そのため、それぞれの機関の持つ情報や強みを組み合わせて支援をしていく必要があります。

また、虐待の早期発見・早期支援のためには、こどもや家庭が日常的に関わる機関や地域の「目」がとても重要なものとなります。地域と関係機関によるネットワークが、こどもの安全を守ります。

地域と関係機関のネットワーク図



※外側の輪が要対協の構成機関。

各機関が要対協の一員として、こどもへの支援を行っています。